平成２７年（フ）第４７２号
仙台市青葉区上愛子字雷神７番地の34　レオネクスト雷神107
破産者　春山　　剛
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
山形市桧町１丁目５番23号　アメニティコーポＫ　103号、前住所山形市江俣４丁目19番８号
破産者　相原　行治
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
群馬県前橋市表町２丁目27－７　サンシティ前橋206号、前住所群馬県館林市赤生田本町1483番地
破産者　橋本　　明
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９２号
相模原市中央区小町通１丁目９番15号　セイワスカイハイツ301号
破産者　小島　　実
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９３号
相模原市中央区清新８丁目18番12号
破産者　北ノ園千秋
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５３号
新潟県燕市三王渕139番地２
破産者　丸山　豊樹
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第５９号
新潟県三条市三竹１丁目11番14号
破産者　井上　　功
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１８７１号
名古屋市中村区中村町４丁目53番地、住民票上の住所愛知県北名古屋市鹿田東海38番地３
破産者　越田　義昭
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０２号
名古屋市南区内田橋２丁目26番22号　豊田本町公団住宅１棟306号、従前の住所名古屋市瑞穂区牛巻町７番１号　牛巻団地１棟602号
破産者　遠藤　一義
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９６号
三重県四日市市朝明町2489番地１　M’ｓⅡ－306、従前の住所愛知県一宮市平島１丁目５番22号
破産者　神田和謙こと　金　　和謙
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３５号
名古屋市北区辻町３丁目17番地
破産者　三宅　清志
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７８号
名古屋市守山区花咲台１丁目810番地　グランアムールイースト201号
破産者　木本　宏道
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６２４号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番402―501号、申立時の住所大阪府高槻市塚原２丁目31番14号
破産者　宇佐見綾子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６５号
京都市右京区花園鷹司町25番地　花園団地４号棟103号
破産者　瀬尾浩一朗
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９７号
大阪市生野区小路２丁目17番16号
破産者　前川　康彦
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２５号
大阪市港区波除４丁目８番７―1007号
破産者　山根　章二
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７９号
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋２丁目４番37号カスタリア阿倍野501号、開始決定時大阪府大阪市阿倍野区阪南町１丁目10番４号
破産者　永倉　宏美
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２６号
大阪府茨木市鮎川１丁目18番19号ツイン88Ｓ棟201号室、開始決定時大阪府茨木市下中条町３番16号
破産者　岡　　健司
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２５９号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目27番14号
破産者　澤田　栄津
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部